

マイナンバーカードの普及・利活用拡大

マイナンバーカードの普及状況

マイナンバーカードの申請・交付・保有状況

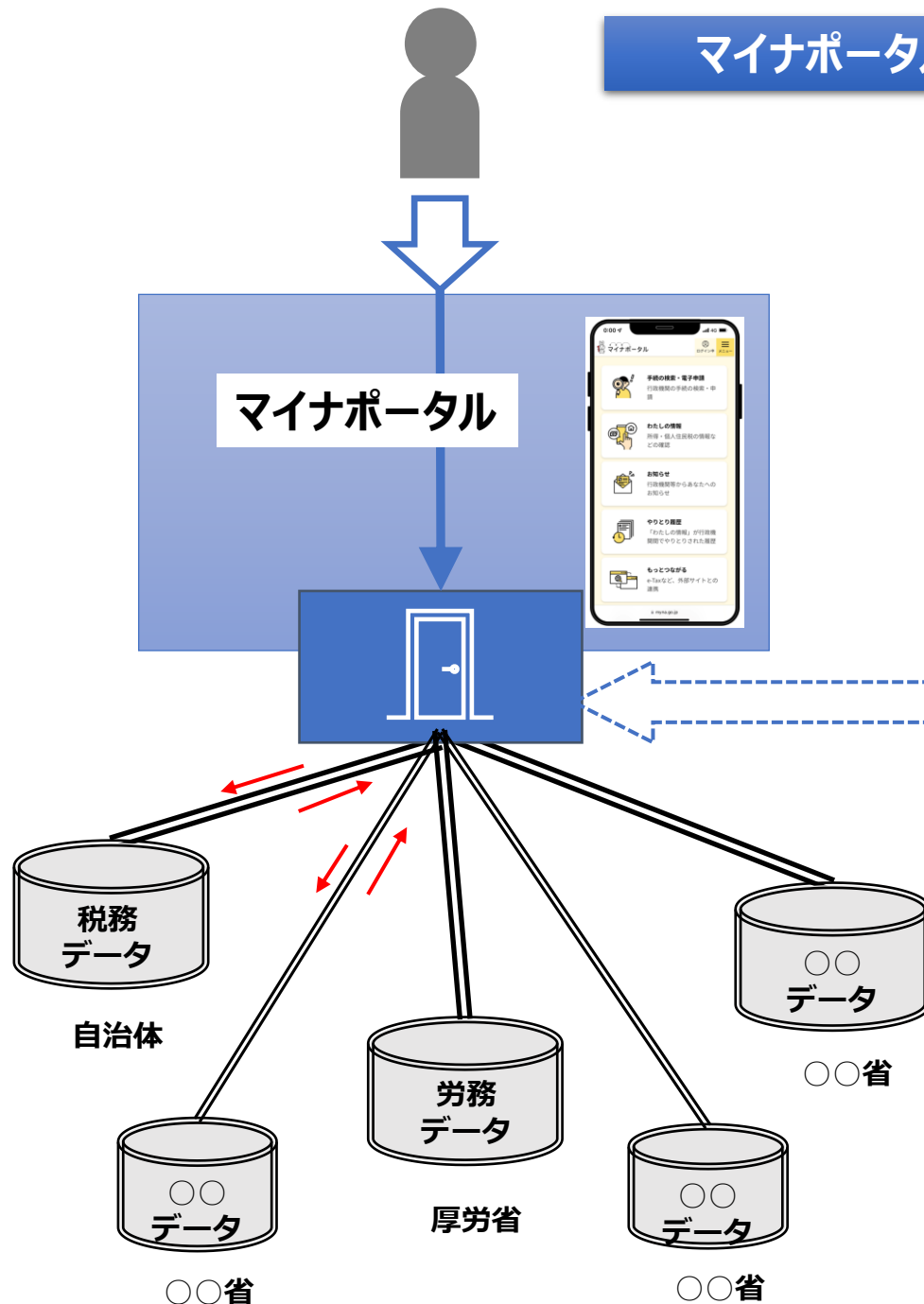
	合計	人口に対する割合※
有効申請受付数(累計) 【令和5年7月23日(日)時点】	97,537,322	約77.5%
交付枚数(累計) 【令和5年7月23日(日)時点】	93,807,698	約74.5%
保有枚数 【令和5年6月30日(金)時点】	88,155,973	約70.0%

※令和4年1月1日時点の住基人口(125,927,902人)に対する割合

有効申請受付件数・交付枚数：再交付、更新を含むこれまでに有効に申請受付された又は交付されたカードの累計枚数

保有枚数：現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

マイナポータル仕組み

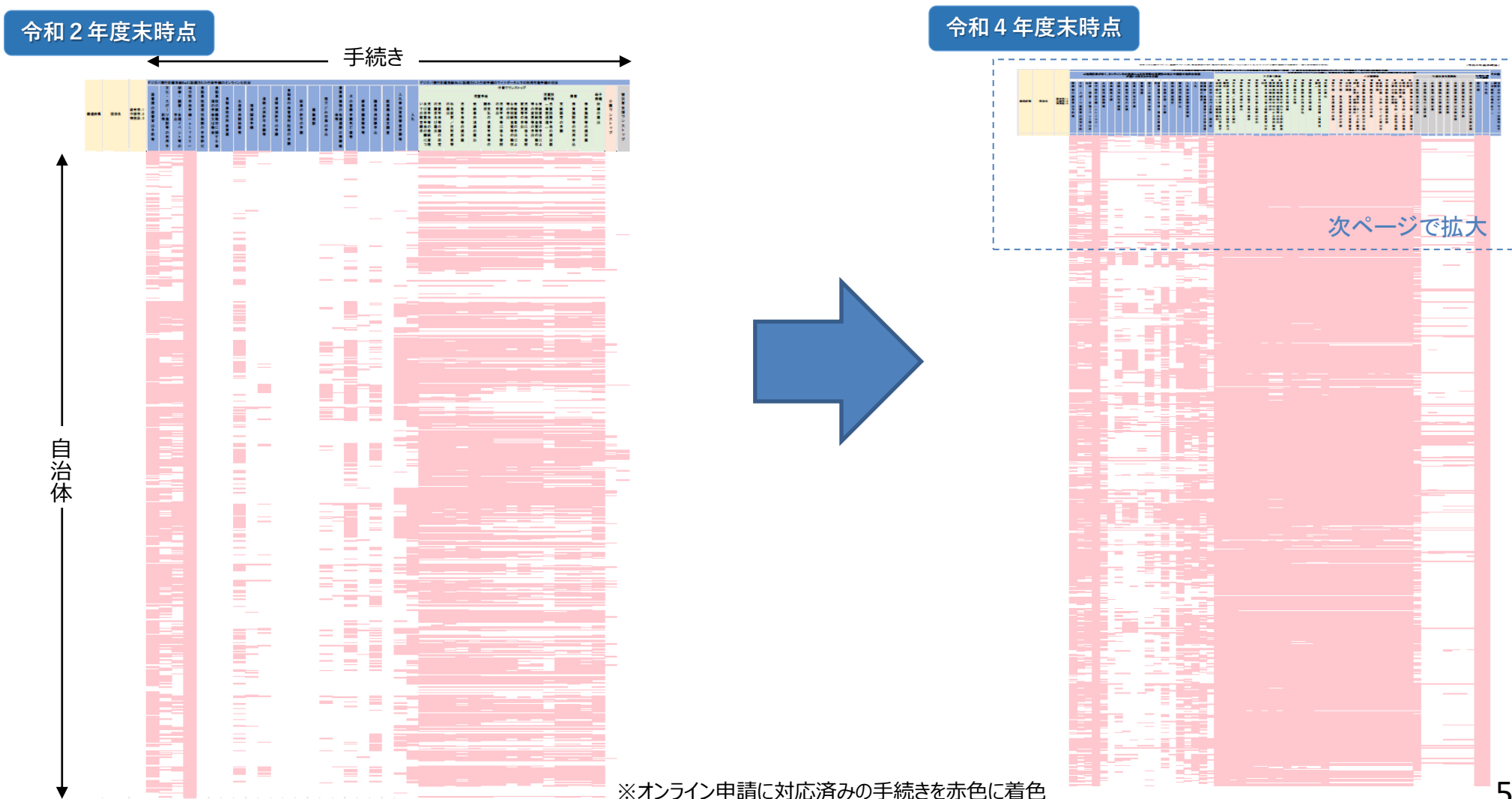


- マイナポータルは、各府省に保存された、自分の個人情報を取りに行くための「開く扉」を提供
- マイナンバーカードをかざし、パスワードを入力すると、必要な府省が持つ自分のデータにアクセスできる扉が開き、データを取りに行ける
- 一度ログアウトすると扉が閉じるので、再度扉を開けるためにはもう一度マイナンバーカードをかざす必要。

行政手続きのオンライン化

地方公共団体の行政手続きのオンライン化に関する取組状況

- 地方公共団体の行政手続きについて、マイナポータルを活用したオンライン化が、R2年度からR4年度にかけて、全国で大幅に進展。
- オンライン申請の拡大により、住民が手続きのために窓口に行く必要がなくなり、また、自治体における事務処理の負担が減少し、デジタル化による社会全体の効率性が向上することが期待される。また、マイナンバーカードを使う場面が増え、国民がマイナンバーカードの利便性を実感。 ※「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」の例：児童手当等の現況届、要介護・要支援認定の申請 等



民間事業者による利活用シーンの拡大

マイナンバーカードの公的個人認証サービスの民間利用拡大

- ・ マイナンバーカードの電子証明書を用いる公的個人認証サービスは、行政機関等に限らず民間事業者でも利用が可能。マイナンバーカードの普及拡大を背景に、利用事業者数は年々増加しており、また、新たな業種やサービスにおける利用も拡大している。
- ・ 民間ビジネスにおける利用を進めるため、①電子証明書手数料の当面無料化、②スマホ用電子証明書搭載サービスの開始（本年5月）、③4情報提供サービスの開始（本年5月）のほか、その利用方法や利用事例、メリットなどの周知等の取組みを、積極的に進めている。
- ・ 各省庁におかれても、引き続き、その所管する業界等におけるカードの利用推進について、積極的な取組みをお願いしたい。

公的個人認証サービス(JPKI) 利用事業者数

2022.3.31時点

2023.8.1時点

144社 → **465社**

※利用事業者数は、PF事業者(大臣認定事業者)とSP事業者(PF事業者に署名検証を委託してサービスを提供する事業者)の合計

JPKI導入済の民間ビジネス(業界別)

- 金融業界
資金移動、銀行、証券、損害保険・生命保険、クレジットカード、暗号資産取引 など
- 携帯電話業界
- 不動産業界
- シェアリングエコノミー業界
→主に口座開設時や契約時の本人確認に活用されている。
→金融業界を中心に、その他の様々な業界、サービスにおいても、利用が広がりつつある。

(参考) エンタメ領域におけるマイナンバーカード活用の実証実験の概要

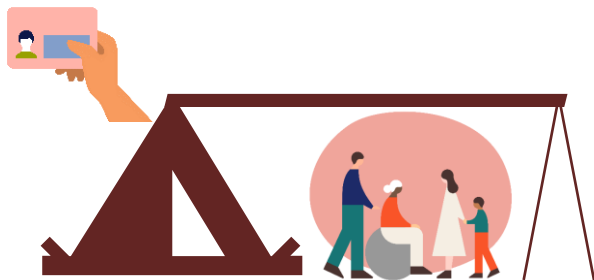
実験背景

- エンタメ業界はチケットの高額転売や、人手による業務が残されており、チケット流通の健全化や業務効率化の可能性はある。
- チケット購入時・来場時に本人確認を行うことで、複数アカウントによる大量購入や高額転売の抑止、興行運営の業務効率化に繋がる可能性がある。加えて、本人確認がなされている事で、厳格な年齢確認が必要なサービス提供や特別エリアへの入場など、新しい付加価値提供の可能性も考えられる。
- エンタメ領域におけるマイナンバーカードの活用の可能性を検証するため、今年度実証実験を実施する。

実験内容

① 特設エリアへの入場時に活用

事前にマイナンバーカードで本人確認することで、特設エリア利用対象者を管理。



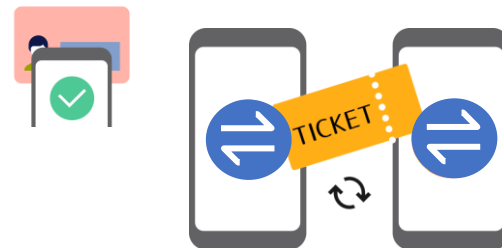
② 専用レーンからの入場時に活用

事前に電子チケットにマイナンバーカードで本人確認することで、入場がスムーズに。



③ 2次流通システムトレード時に活用

事前に電子チケットにマイナンバーカードで本人確認することで、適正な取引が行われ、転売抑止に繋がる。



このほか、次年度以降、避難所における緊急支援物資の管理にマイナンバーカードの活用を検討

スマホ用電子証明書搭載サービスへの対応

スマホ用電子証明書搭載サービス概要

- マイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマホアプリのダウンロードサービス（カード機能のスマホ搭載）を5月11日より開始。まずはAndroid端末から開始。
- これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能とする（※機種による）。
- マイナポータルを活用したサービスは5月11日から利用可能。その後、カードを利用した民間サービス、コンビニ端末での利用、健康保険証への利用と、順次対応サービスを拡大



■マイナポータルの利用（5月11日より）



子育て支援



引越し

※7月13日開始

オンライン申請



TAX

確定申告

※R6年度より



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

お知らせ

■各種民間サービスの申込・利用 （5月11日より順次対応予定）



銀行・証券
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス
決済申込

■コンビニ交付サービスの 利用（年内対応予定）



コンビニ交付

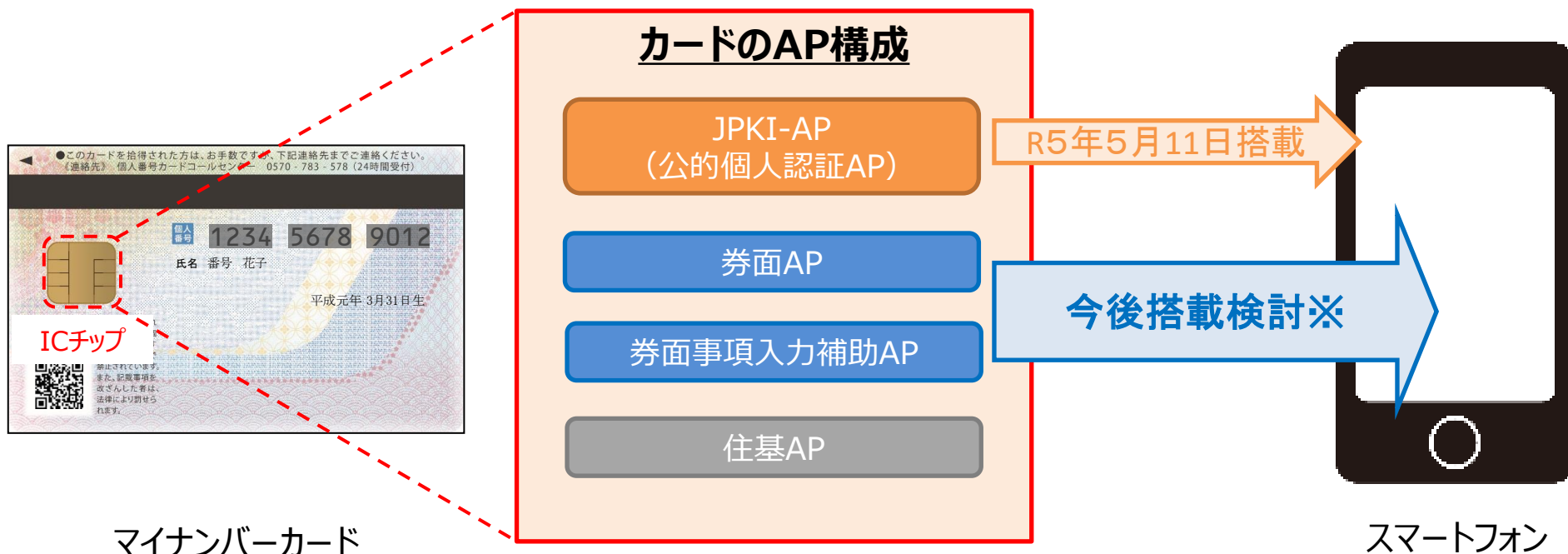
■健康保険証としての利用 （R6年度対応予定）



健康保険証

(参考) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載の今後

- 令和5年5月11日よりスマートフォンに搭載した電子証明書機能（JPKI-AP（公的個人認証AP））以外のマイナンバーカード機能（券面事項入力補助AP等）についても、今後スマートフォンへの搭載を検討し、行政・民間事業者それぞれの利用シーン拡大を図る。
- これらの機能を搭載するにあたり、運転免許証や各種資格者証明書のスマートフォン搭載に資する汎用的なシステムの構築を検討する。



券面AP・券面事項入力補助APを搭載することで実現できること

- マイナンバーや4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能。
例：オンラインでの銀行・証券口座の開設手続等

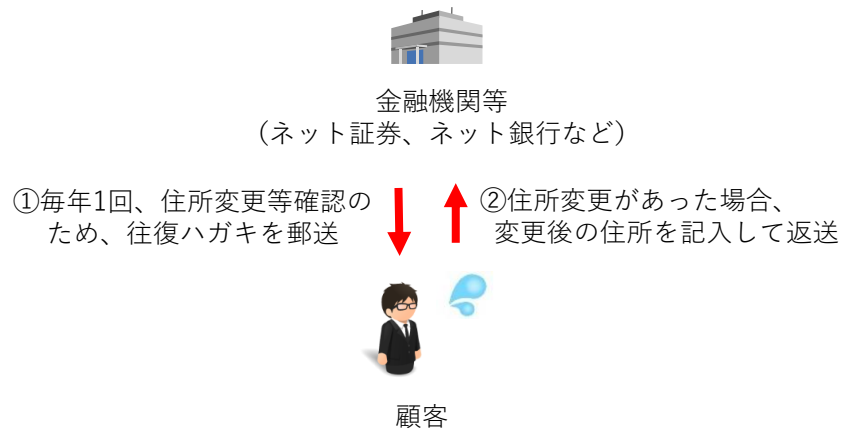
4情報提供サービスの更なる活用

公的個人認証サービスを利用した最新の4情報提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）

サービス活用前

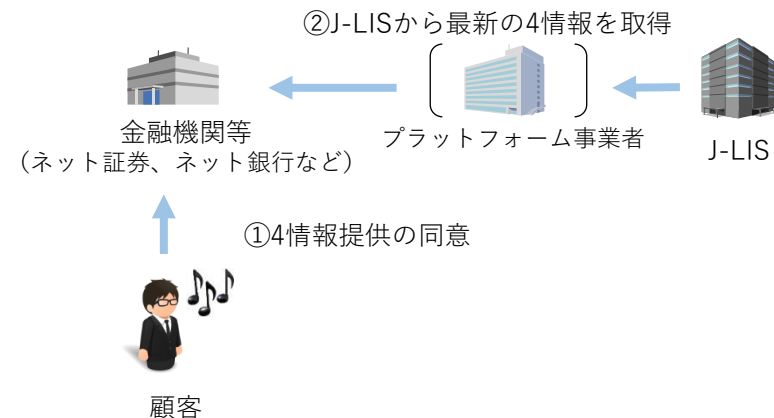
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで顧客情報を最新化できる



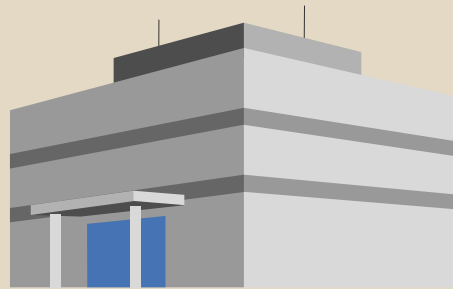
- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

新たな同意取得スキームの概要（イメージ）

民間事業者等

（携帯会社、銀行、証券、生損保、クレカ、その他）

★引越し後も「契約」が継続される事業者を想定



従来より、
定期的に出している
顧客へのお知らせ媒体

- ・ハガキ
- ・メール
- ・マイページでの通知

ご契約内容のお知らせ

キャンペーンのお知らせ

今月の利用料金のお知らせ

保険料控除証明書
のご案内

お客様
マイページ

マイナンバーカードを使って
引越し手続きが不要に！
今すぐお申し込みを！



QRコード

顧客

※ 画面イメージ



住所変更などの際に、新しい住所等
を〇〇企業へお知らせします。

新住所等の〇〇企業への提供に
同意しますか？

同意する場合、マイナンバーカード
で電子署名を行ってください。

同意する ▶

同意日付 △年△月△日

お客様識別番号 *****

提供先企業名 〇〇企業

※ QRコード(URL)から自動で入力



同意取得
完了

※以上の民間企業から送付されたハガキ等より開始する方法のほか、顧客より直接マイナポータルサイトにアクセスして、提供先企業やお客様識別番号を入力いただく方法も併せて実装することも考えられる。

※顧客が同意後にマイナポータル上で、自ら同意した提供先企業等を確認したり取消したりする機能まで実装することも考えられる。

4情報提供サービスの新たな同意取得スキームの必要性

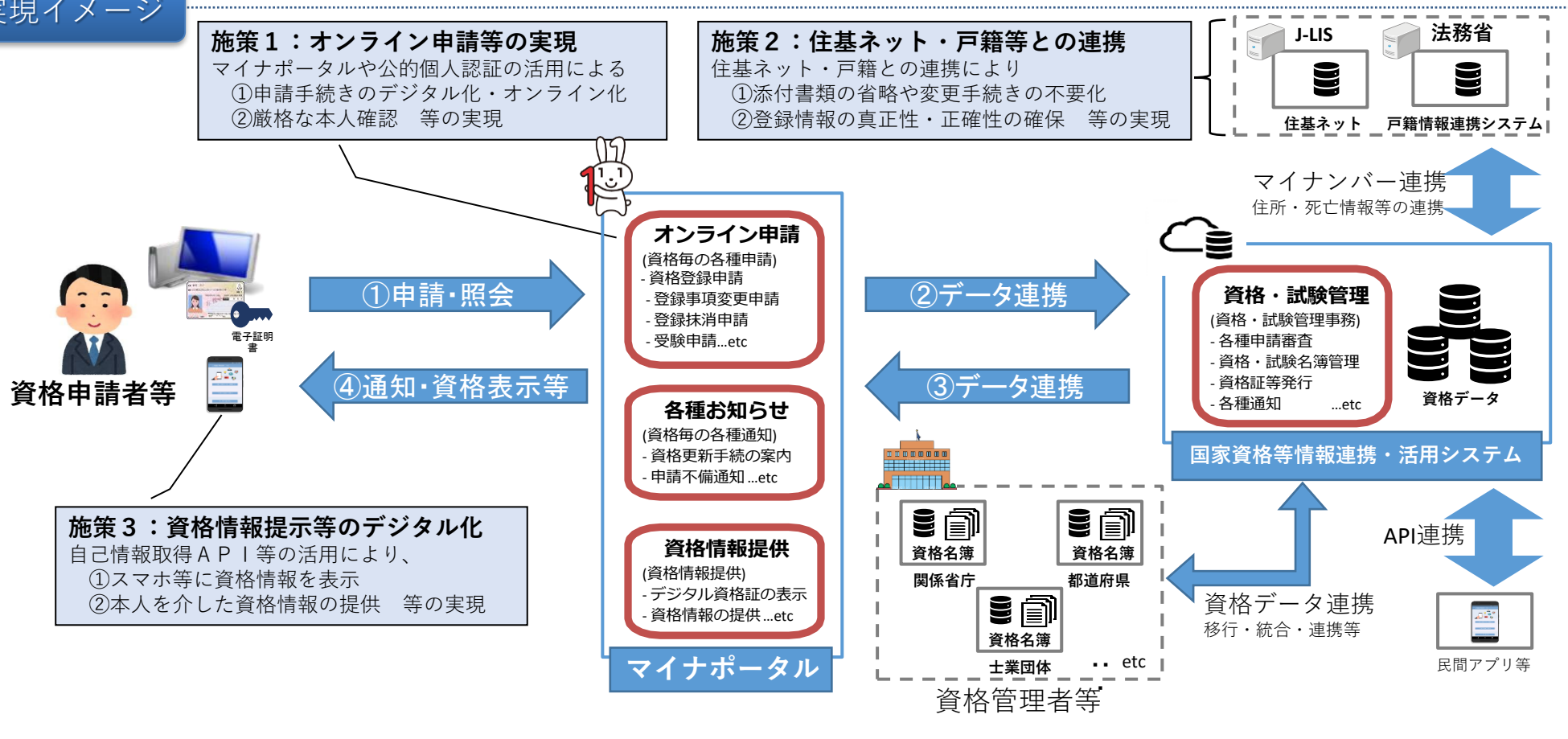
- 「4情報提供サービス」とは、民間事業者等がその顧客からマイナンバーカードによる公的個人認証サービスを用いて事前同意を得ることで、顧客の基本4情報(※)が変更になった場合に、変更後の基本4情報をJ-LISから入手することができるもの。(※住所、氏名、生年月日、性別の4情報)
- これにより民間事業者等は、顧客の変更後の住所情報等を簡単かつスピーディに入手することができる。また顧客にとっては、民間事業者等に住所変更等を連絡する負担が解消される。
- 同意の取得については現状、新規顧客はサービス申込の際に同意を取得することが出来るが、既存顧客の同意の取得は課題となっている。
- そのため、様々な民間事業者等が既存顧客より同意を取得出来るようなシステムを、デジタル庁において用意する。

国家資格のデジタル化

国家資格等オンライン・デジタル化の概要

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

実現イメージ



国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット（例）

本システムの利用により、資格保有者（国民）と資格管理者の双方がメリットを享受することができる。

資格保有者 （国民）

各種申請

- 各種申請書類のオンライン提出が可能
- オンライン支払が可能
- マイナンバーの活用により住民票等写しを省略可能
- 申請状況（審査中、審査済等のステータス）の確認が可能
- マイナポータルからのお知らせが届く

資格の維持

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムとの連携により、婚姻や引越し等により氏名・住所等が変更された場合や死亡時に必要となる手続きの簡略化が可能（※）

※資格ごとに取扱は多少異なる

資格の活用

- 自身の保有する資格情報をマイナポータル上で参照可能
- 真正性の確保や偽証防止機能等を設けた上で、資格情報を電子媒体（※）の形式で出力、表示が可能
- マイナポータルAPIの活用により外部システムへ資格情報の連携が可能

※国家資格システムを利用する全ての資格において発行する

資格管理者

申請受付

- システムによる形式チェック等により記入漏れ等の確認・修正負荷を軽減
- マイナンバーの活用によりオンライン申請に対応可能

審査

- マイナンバーカードの利用による厳格な本人確認が可能
- 申請不備等の各種通知をマイナポータルを活用して送信が可能（郵送や電話対応コストを削減）

名簿管理

- 住基ネット及び戸籍情報連携システムの活用により、資格者名簿の真正性・正確性を確認可能
- 国家資格システムに完全移行する場合、毎年かかる既存システム運用・保守の費用を削減できる

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- 税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉑	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉒	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉓	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉔	救急救命士		

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

- 第211回国会（令和5年通常国会）を経て、新たにマイナンバーを利用できる国家資格等の具体例（約50資格）

【こども家庭庁】

- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係

- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- 自動車整備士

海事関係

- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
（第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エツクス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

